

# 淀川水系河川整備計画（案）

（正誤表）

平成 20 年 7 月 11 日  
近畿地方整備局

頁	行	誤	頁	行	正	理由
2	5	下流から整理が進んでおり、	2	5	下流から整備が進んでおり、	誤記
7	4	銀橋下流の狭窄部に	7	4	銀橋周辺の狭窄部に	表現の適正化
8	22	5,000m <sup>3</sup> /s 調節し	8	22	5,000m <sup>3</sup> /s を調節し	表現の適正化
10	17	新規開発を進めてた。	10	17	新規開発を進めてきた。	表現の適正化
10	23	水質については、琵琶湖では湖沼 AA 及び湖沼 II 類型、瀬田川は全域で A 類型、宇治川は天ヶ瀬ダムから山科川合流点までが A 類型、山科川合流点から三川合流点までが B 類型、木津川は A 類型、桂川は渡月橋より上流が A 類型、渡月橋から三川合流点までが B 類型、淀川は三川合流点から淀川大堰までが B 類型、淀川大堰から河口までが C 類型、猪名川(藻川を含む)は藻川分岐点から藻川合流点までが D 類型、その他が B 類型となっている。	10	23	水質については、琵琶湖では湖沼 AA 類型及び湖沼 II 類型、瀬田川は全域で河川 A 類型、宇治川は天ヶ瀬ダムから山科川合流点までが河川 A 類型、山科川合流点から三川合流点までが河川 B 類型、木津川は河川 A 類型、桂川は渡月橋より上流が河川 A 類型、渡月橋から三川合流点までが河川 B 類型、淀川は三川合流点から淀川大堰までが河川 B 類型、淀川大堰から河口までが河川 C 類型、猪名川(藻川を含む)は藻川分岐点から藻川合流点までが河川 D 類型、その他が河川 B 類型となっている。	表現の適正化
10	31	南湖の水質が悪い傾向にあり、	10	31	南湖の水質が悪い傾向にある。	誤記
13	4	さらには、特に琵琶湖では、	13	4	(削除) 特に琵琶湖では、	表現の適正化
13	9	魚類の自由な遡上・ <u>効果</u> を阻害するダムや堰等	13	9	魚類の自由な遡上・ <u>降下</u> を阻害するダムや堰等	誤記
13	—	写真 3.2.1 魚類等の遡上・ <u>効果</u> の阻害となっている横断工作物 高木井堰(猪	13	—	写真 3.2.1 魚類等の遡上・ <u>降下</u> の阻害となっている横断工作物 高木井堰(猪名川)	誤記

頁	行	誤	頁	行	正	理由
13	14	る。	13	13	図 3.2.1-1 の上へ移動	誤記
17	14	(写真 3.2.6-2)	17	9	9 行目 「アレチウリの繁茂が顕著になっている。」の後へ	表現の適正化
31	2	ウインドサーフィンを <u>滑</u> らせる	31	2	ウインドサーフィンを <u>滑走</u> させる	表現の適正化
31	6	利用者間の接触事故等の問題 <u>を</u> 生じるようになっている。	31	6	利用者間の接触事故等の問題 <u>が</u> 生じるようになっている。	表現の適正化
32	18	これら公園	32	18	これら <u>の</u> 公園	表現の適正化
34	12	操作員の高齢化に <u>伴う</u> 後継者不足や	34	12	操作員の高齢化 <u>及び</u> 後継者不足や	表現の適正化
35	18	<u>河</u> 川は、	35	18	川は、	表現の適正化
35	27	できるだけ多くの人々に <u>河</u> 川に関心を持っていただき、	35	27	できるだけ多くの人々に川に関心を持っていただき、	表現の適正化
35	—	「図 4.1.2-1 淀川住民参加推進プログラム模式図」中の「 <u>各</u> 河川事務所」	35	—	「河川事務所」	表現の適正化
36	14	環境教育 <u>を</u> 推進にあたっては、	36	14	環境教育 <u>の</u> 推進にあたっては、	表現の適正化
37	20	また、訪れた人々に淀川やその周辺のことを知ってもらうため、 <u>距離標などにQRコードを設けて観光名所や生息する生物等に関する情報提供を行うユビキタス型のガイドシステムを整備する。</u> (図 4.1.2-3)	37	20	また、訪れた人々に淀川やその周辺のことを知ってもらうため、 <u>ユビキタス型のガイドシステムを整備し、携帯電話のWEBサイトで観光名所や生息する生物等に関する情報提供を行う。</u> (図 4.1.2-3)	表現の適正化

頁	行	誤	頁	行	正	理由
44	15	<u>また、不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止にも努める。</u>	44	15	削除	誤記
48	35	下流のリスクを増大させない範囲で、	48	35	下流の <u>治水</u> リスクを増大させない範囲で、	表現の適正化
50	34	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)	50	34	「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」	表現の適正化
51	26	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)	51	26	「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」	表現の適正化
52	10	(写真 4.2.5- <u>1</u> ~2)	52	10	(写真 4.2.5- <u>1,2</u> )	表現の適正化
58	6	淀川 <u>沿川</u> の平野部は	58	6	淀川 <u>流域</u> の平野部は	表現の適正化
59	1	脆弱な <u>堤防</u> に対し、	59	1	脆弱な <u>箇所</u> に対し、	表現の適正化
59	23	「水害に強い地域づくり協議会」	59	23	「水害に強い地域づくり協議会( <u>仮称</u> )」	表現の適正化
59	—	「図 4.3.2-1 「水害に強い地域づくり協議会」による危機管理体制」	59	—	「図 4.3.2-1 「水害に強い地域づくり協議会( <u>仮称</u> )」による危機管理体制」	表現の適正化
62	—	「図 4.3.2-2 防災ステーション・水防拠点」中の「草津川 <u>放水路</u> 防災ST」	62	—	「草津川 <u>河川</u> 防災ST」	表現の適正化
63	18	( <u>写真</u> 4.3.2-5)	63	18	( <u>図</u> 4.3.2-3)	誤記
63	—	<u>写真</u> 4.3.2-3	63	—	<u>図</u> 4.3.2-3	誤記
65	1	( <u>表</u> 4.3.2-5~15)	65	2	( <u>表</u> 4.3.2-1、 <u>図</u> 4.3.2-5~15)	誤記
72	21	安全に流下できる範囲で開削を実施する	72	21	安全に流下できる範囲で <u>狭窄部</u> の開削を実施する。	表現の適正化

頁	行	誤	頁	行	正	理由
73	—	「図 4.3.2-16 ダム等の位置図」中に丹生ダムの位置	73	—	正しい位置に訂正	誤記
74	—	「図 4.3.2-19 天ヶ瀬ダム再開発による放流能力の増強」中に施設名等の図示がない	74	—	「トンネル式放流設備」、「天ヶ瀬ダム」、「宇治川」を図示	表現の適正化
79	12	<u>下流の神崎川及び猪名川直轄管理区間の河道掘削完了後に、</u>	79	12	削除	誤記
79	25	実施時期を検討する	79	24	実施時期を検討する。	誤植
81	28	<u>想定外の</u> 不測の事態に備えて、	81	28	不測の事態に備えて、	表現の適正化
82	7	耐震点検を実施の上、対策を検討する。	82	7	耐震点検を実施の上、対策を検討して実施する。	表現の適正化
82	—	「図 4.3.4-1 緊急用河川敷道路整備区間」	82	—	訂正	誤記
90	24	「4.2 河川環境の保全と再生」に記載する各施策を積極的に実施する。	90	22	「4.2 河川環境」に記載する各施策を積極的に実施する。	誤記
91	—	「図 4.5.3-2 自動車等走行禁止区域」	91	—	(5) 迷惑行為の是正 へ	表現の適正化
94	12	川上ダム、 <u>大戸川ダム</u> 、丹生ダム	94	4	<u>大戸川ダム</u> 、川上ダム、丹生ダム	表現の適正化
94	15	<u>急速に</u> 老朽化し、	94	7	<u>確実に</u> 老朽化し	表現の適正化
94	22	具体的な維持管理の実施にあたっては、概ね 5 年間に実施する具体的な維持管理の内容を定めた河川維持管理計画案(以下、「 <u>管理計画案</u> 」という。)、及び	94	14	具体的な維持管理の実施にあたっては、概ね 5 年間に実施する具体的な維持管理の内容を定めた河川維持管理計画案及び年間の維持管理の具体的な	表現の適正化

頁	行	誤	頁	行	正	理由
		<u>管理計画に基づく年間の維持管理の具体的な実施内容を定める河川維持管理実施計画案</u> (以下、「 <u>実施計画案</u> 」という。)に基づく試行を行う。			実施内容を定める河川維持管理実施計画案に基づく試行を行う。	
99	6	また、野犬対策については川沿いの自治体と連携し <u>深め</u> 捕獲に協力する。	98	24	また、野犬対策については川沿いの自治体と連携し捕獲に協力する。	誤記